

# 鴻巣市空家等対策計画

## 1. 趣旨

### 計画の背景

近年、地域における人口や世帯人数の減少、既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、「空き家」が年々増加し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしています。

平成26年には「空き家」に関する施策を推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が公布され、埼玉県でも、県・県内全市町村及び関係団体が一体となって空き家等の対策を総合的に推進するため、「埼玉県空き家対策連絡会議」を設置しました。

### 計画の位置づけ

- ・鴻巣市の空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するための計画で空き家等対策の基礎となります。
- ・法第6条の規定に基づき策定しました。
- ・上位計画である「第6次鴻巣市総合振興計画」との整合性を図ります。

## 2. 現状と課題

### 人口と世帯数（H27 国勢調査）

|            |           |
|------------|-----------|
| ■ 人口       | 118,072 人 |
| ■ 世帯数      | 45,043 世帯 |
| ◆ 1世帯あたり人員 | 2.58 人    |

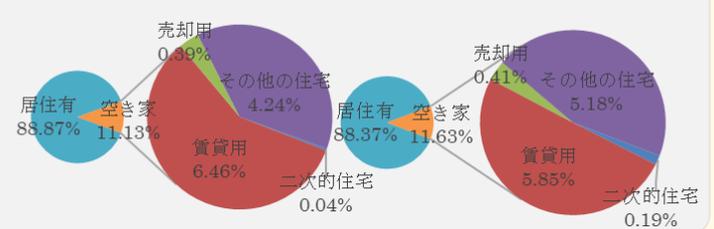


### 空き家数 5,970 戸 (住宅土地・統計調査)

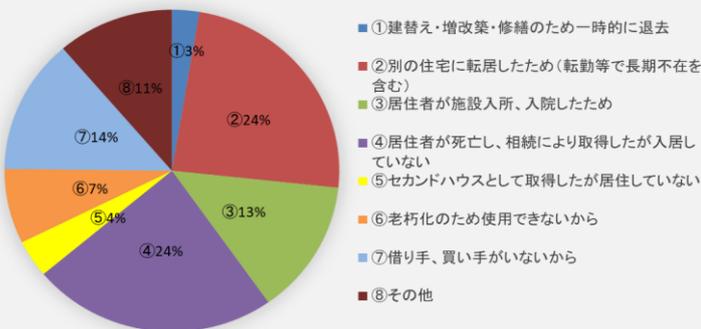
うち「その他の住宅」 2,660 戸



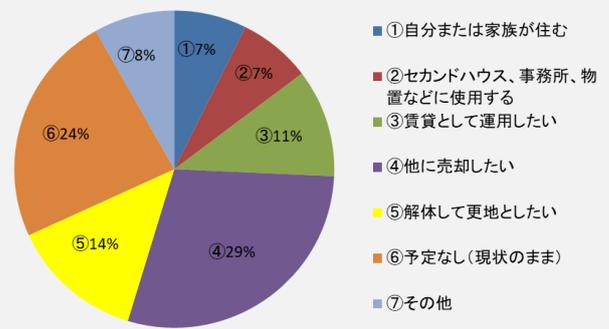
### 空き家率 11.63% (住宅・土地統計調査)



### 空き家になった理由 (R1 空き家実態意向調査アンケート)



### 今後の活用 (R1 空き家実態意向調査アンケート)



### 市に期待する施策 (R1 空き家実態意向調査アンケート)

(回答数の多かったもの)

- ・リフォーム・解体の補助金
- ・市による購入・借上げ
- ・相談窓口の設置
- ・仲介業者・管理業者の紹介

### 課題

- (1) 近隣、地域への悪影響
- (2) 所有者等の当事者意識の欠如
- (3) 地域活力、魅力の低下
- (4) 問題の顕在化による財政負担の増加

### 3. 空き家対策の基本方針

#### 対象区域

鴻巣市全域

#### 対象とする空き家等の種類

法第2条に規定される空家等  
(住宅用途に限らず、店舗・事務所・倉庫等も  
含む)

#### 計画期間

令和2年度から令和7年度まで(6年間)

#### 基本方針

- (1) 空き家等の適正管理への取り組み
  - ・適切な管理を促す助言や広報
  - ・特定空家等への適切な対応
- (2) 空き家等の発生の抑制
  - ・意識啓発による事前対策
- (3) 空き家等の有効活用の促進
  - ・売却・賃貸情報の提供
  - ・地域資源としての活用

### 4. 空き家等に関する対策

#### 1 空き家等の適切な管理の促進

- チラシ・パンフレット・広報「かがやき」・市ホームページ等を活用した啓発や周知
- 自治会等との連携による市民からの空き家等情報の収集
- 空き家等の所有者等に対する助言や指導の実施
- 空き家等の管理に関する補助制度の検討
- 空き家等の発生抑制のための講座や研修会の開催
- 固定資産税の住宅用地特例解除のガイドライン作成の検討
- 特定空家等に対する措置に関するガイドラインの作成
- 専門知識を有する団体との連携・協力による相談体制の充実

#### 2 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進

- 空き家等の所有者等への情報提供や専門的な相談体制の充実
- 空き家等を地域の活動拠点として活用する際の支援策の検討
- 空き家バンク利用促進策の検討
- 空き家等の活用(リフォーム、耐震補強、解体等)に対する補助制度の検討
- 相続財産管理人制度等の法的制度の活用
- 市による空き家等の購入や借り上げの有効性の検討

#### 3 実施体制の整備

- 空き家等に対する総合窓口 —— **建築住宅課**
- 庁内の関係各課で連携体制を確立し、相談や対応の実施体制の整備
- 法第7条に規定する空家等対策協議会を組織し、空き家等に関する施策の推進に関し協議

問合せ 鴻巣市 都市建設部 建築住宅課  
電話：048-541-1321 Fax：048-577-8464  
メール：kenchiku@city.kounosu.saitama.jp  
ホームページ：http://www.city.kounosu.saitama.jp